焼津市 道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明灯）











令和８年 10 月

静岡県焼津市

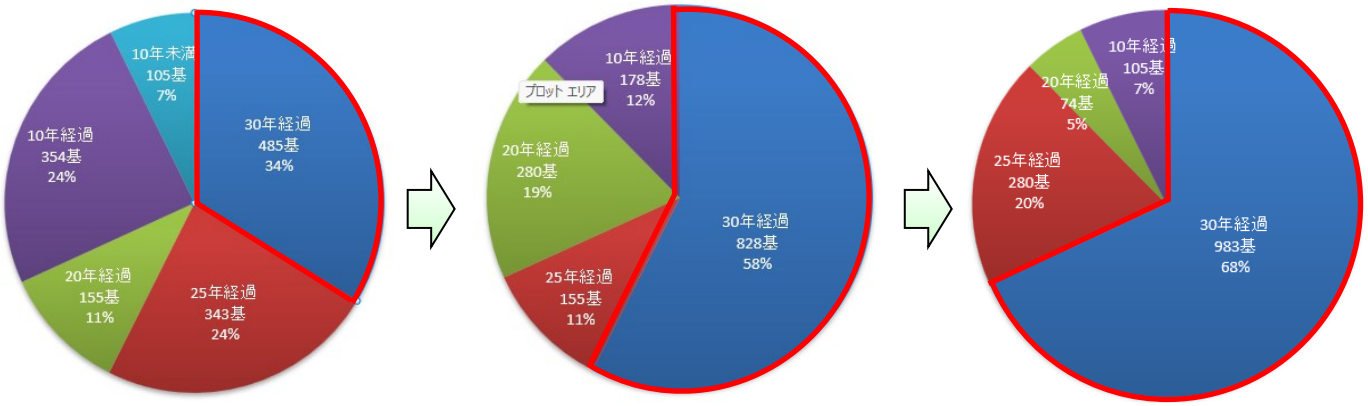
1　道路照明灯の現状

■管理照明灯ついて

焼津市が管理する道路照明灯は、令和 8 年 7 月現在で 1442 基あり、その多くが高度経済成長期に設置されたものです。市の管理照明灯の内、設置後 30 年を超える老朽化した照明灯は、全体の 34%（485 基）であり、5 年後には 58%(828 基)、10 年後には 68%(983 基)に増加します。

環境負荷低減の観点等から、平成 30 年度に道路照明灯のＬＥＤ化を実施したことから、従来の灯具に比べ軽量化が図られ、ポール灯への荷重的な負担は軽減されたものの、耐用年数の 30 年※を超え、更新時期を迎えています。

※小規模附属物点検要領（国土交通省道路局）より



令和 8 年時点（2026 年）　令和 13 年時点（2031 年）　令和 18 年時点（2036 年）

図 1.1　設置後経過年数



ポール式
（テーパーポール型）
（塗装式）



ポール式
（テーパーポール型）
（亜鉛メッキ式）



ポール式
（直線型）
（亜鉛メッキ式）



ポール式
（デザインポール型）

写真 1.1　照明灯写真

■設置年代別施設数と施設分類

焼津市が管理する道路照明灯は、2026 年現在から約 36 年前の 1990 年から 2009 年に、1442 基の内 70%（1015 基）が集中して設置されています。（※設置後 17 年から 30 年が経過している）

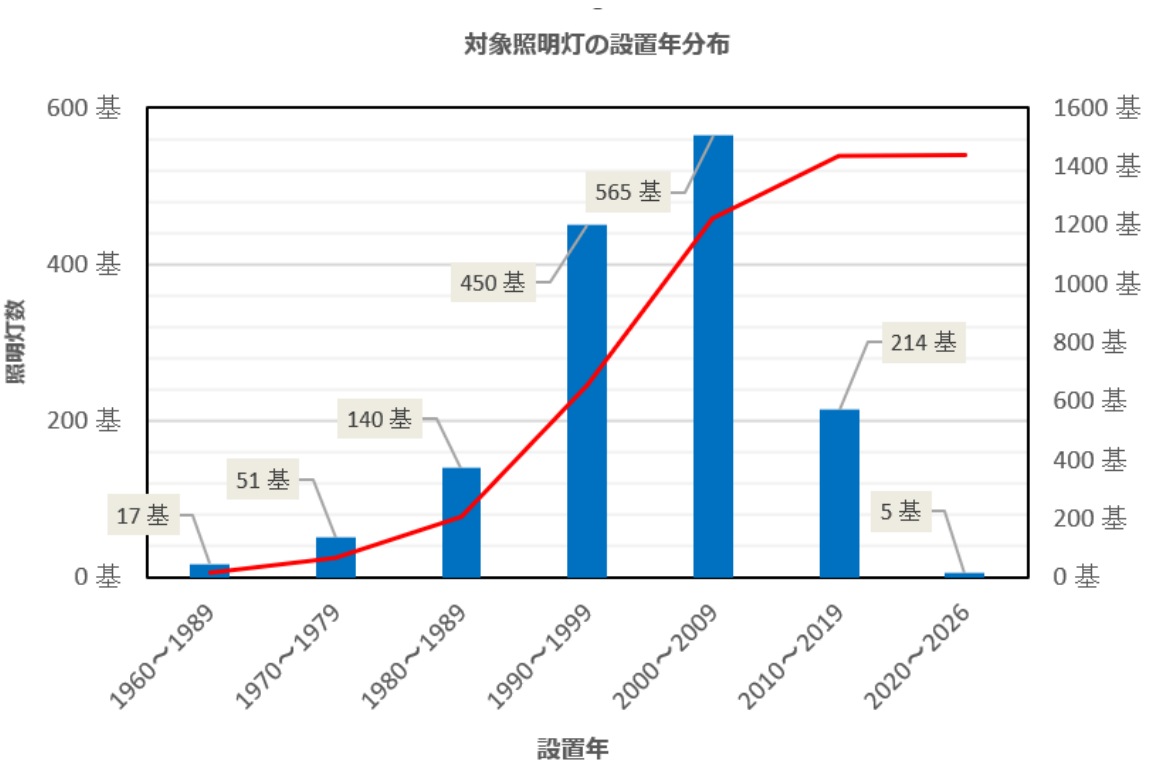


図 1. 2　照明灯設置年代別施設数

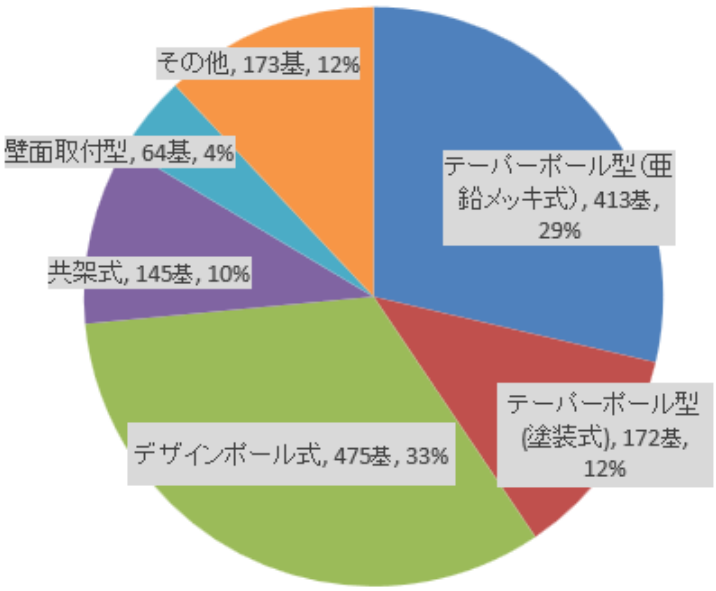


図 1. 3　照明灯施設分類

2 道路照明灯マネジメントの体系

■ＰＤＣＡサイクルの構築

焼津市では、点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次回の点検）から成る維持管理の PDCA サイクル※を構築し、道路照明灯マネジメントを体系化することで、長寿命化計画に基づく維持管理業務を効率的・効果的に遂行し、予防保全的な修繕へ移行することにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

※PDCA サイクル…品質管理のサイクルを構成する 4 つの段階（P：Plan（計画）D：Do（実行）、C：Check（評価）、A：Action（改善））を順次実施し、次のサイクルにつなげ、継続的に改善を図るという概念を表す名称

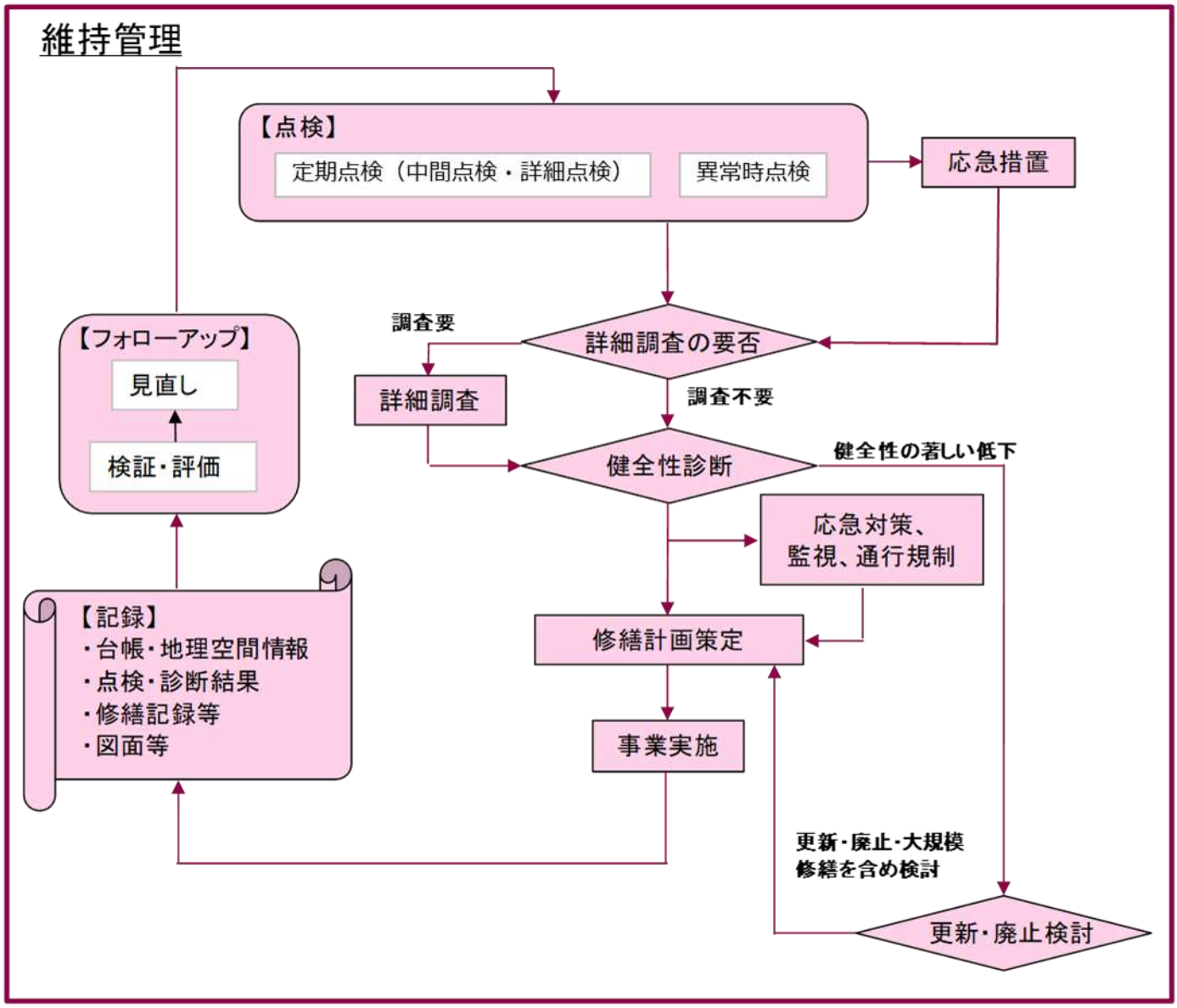


図 2.1　道路照明灯マネジメントの体系

3 道路照明灯長寿命化修繕計画の策定

■対象施設と計画期間

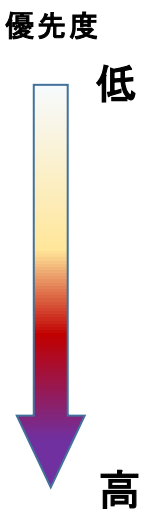
「焼津市道路附属物長寿命化修繕計画（道路照明灯）」は、焼津市の管理する道路照明灯（1442 基）を対象とします。本計画の計画期間は、策定年度を除く 2026 年度から 2035 年度までの 10 年間に設定します。なお、定期点検により新たに措置が必要な箇所が見つかる可能性を考慮し、最新の点検結果に基づく計画の見直し（フォローアップ）を適宜、実施します。

■維持管理目標

道路照明灯の維持管理は、定期点検（詳細点検）結果による健全性（Ⅰ～Ⅳの 4 段階）を指標とし、Ⅰ（健全）またはⅡ（予防保全段階）の状態に保つことを目標とします。このため、10 年に 1 回の頻度を基本として詳細点検を実施することを基本とし、詳細点検を補完するため中間的な時期（概ね 5 年程度）に中間点検を行うこととした。

※定期点検とは中間点検と詳細点検のことであり、詳細点検は 10 年に 1 回の頻度で実施し、その中間で簡易な中間点検を実施する。

維持管理指標	状態	優先度
Ⅰ	健全	
Ⅱ	予防保全段階	必要により修繕
Ⅲ	早期措置段階	早期に修繕
Ⅳ	緊急措置段階	（緊急措置後） 直ちに修繕または廃止（撤去）



（注）緊急措置とは、速やかな立ち入り禁止措置、支柱の転倒防止や撤去、および雨水侵入を防ぐ根元の補修などの対応を行うことをいう。

（注）□は、管理目標を示す。

（注）詳細点検とは、予め特定した弱点部に近接し、目視を基本とし、必要に応じて打音又は触診を併用することにより、変状や異常を詳細に把握する。中間点検とは、路面から直接目視をする、又はカメラ等を用いて視認することで、外観から弱点部等の異常を発見する。

※附属物（標識、照明灯施設等）点検要領（国土交通省道路局）より

図 3.1　維持管理目標と優先度

■個別施設の状態等

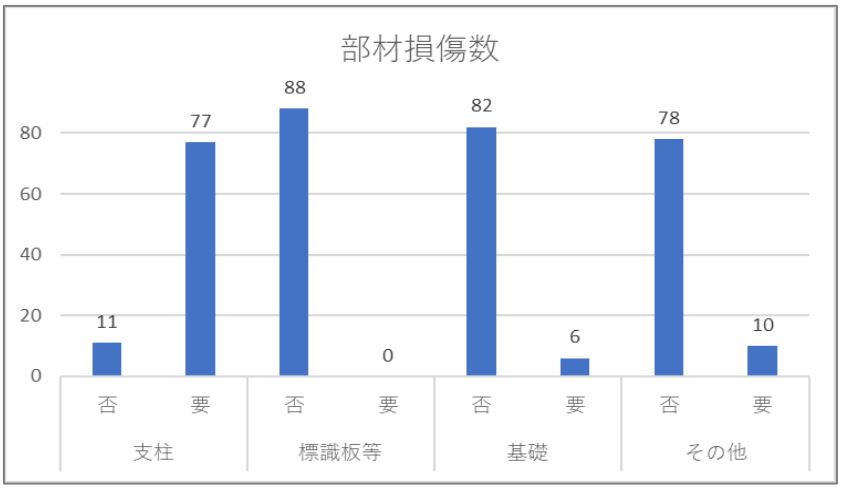
令和 7 年度点検結果（点検基数 88 基）では市内道路照明灯の内、塗装式照明柱の多くが健全性Ⅲ(早期措置段階)となっています。また、部材別の損傷数では、支柱の損傷が 77 基と最も多くなっており、耐用年数および設置箇所条件により損傷が進行していると言えます。

表 3.1　管理道路照明灯の健全性の分布

区分		基数
Ⅰ	健全	2
Ⅱ	予防保全段階	8
Ⅲ	早期措置段階	78
Ⅳ	緊急措置段階	0

※令和 7 年度点検実施の 88 基

表 3.2　部材別数



■対策優先順位の設定

定期点検における健全性の悪い順に優先順位を高く設定することを基本とし、その他として事業計画の有無や道路照明灯設置路線の重要度等を総合的に評価判断した上で、効率的・効果的に速やかに対策を実施することとします。

■費用の縮減に関する方針

予防保全型維持管理への移行

従来の「事後保全型」維持管理から、損傷が軽微なうちに小規模な修繕を実施し、道路照明灯の長寿命化を図る「予防保全型」の維持管理を進め、道路照明灯の健全性の確保と維持管理コストの縮減を図っていきます。

■撤去・集約化の検討

道路照明灯の更新・集約化・撤去について

道路照明灯は、夜間や視界不良時における道路交通の安全を確保するために欠かせない道路施設であり、可能な限り長期に利用できるよう維持管理を行うことを前提としていますが、維持管理コスト縮減の面から、社会経済情勢の変化を考慮し、複合化・集約化や廃止撤去を検討する必要があります。

更新および撤去・集約化については、施設の立地条件の見直しや、施設更新に伴う機能向上等により、可能と判断されるものについて検討を行い実施することとします。

■対策内容と実施時期

本計画における対策は、道路照明灯の点検および修繕となります。また、今後の定期点検等の状況により修繕計画を適宜、見直して行きます。

（１）対策内容

・点検は、詳細点検を 10 年に１回の頻度で実施し、その中間で簡易な中間点検を実施します。

・修繕は、詳細点検で判定区分Ⅱ（予防保全段階）となっている照明灯を、修繕（塗替えなど）による長寿命化や、また、判定区分Ⅲ（早期措置段階）となっている照明灯の更新および撤去・集約化を図っていきます。

表 3.3　個別施設計画（2026 年～2035 年）

計画区分		健全性の区分	R7 2025年度	R8 2026年度	R9 2027年度	R10 2028年度	R11 2029年度	R12 2030年度	R13 2031年度	R14 2032年度	R15 2033年度	R16 2034年度	R17 2035年度	R18 2036年度	R19 2037年度	R20 2038年度
道路附属物（道路照明灯）個別施設計画	点検計画	詳細点検	85 基 白ポール	87 基 白ポール 65 基 ガード下照明等	241 基 亜鉛メッキほか	（詳細点検　2巡目） 241 基 亜鉛メッキほか	241 基 亜鉛メッキほか	241 基 亜鉛メッキほか	241 基 亜鉛メッキほか							
		中間点検							65 基 ガード下照明等	241 基 白ポール	中間点検 241 基 白ポール	241 基 亜鉛メッキほか	241 基 亜鉛メッキほか	241 基 亜鉛メッキほか		
	修繕計画	Ⅱ								修繕（塗装等）						
		Ⅲ				更新、撤去・集約 ※判定区分Ⅲの照明灯										
		Ⅳ														

（注）令和７年度、８年度で点検実施するテーパーポール型（塗装式）については、耐用年数を超過しており施設損傷も進んでいることから、判定区分Ⅲが見込まれるため、令和９年度から順次更新を行っていきます。